

委託業務受託候補者の選定を公募型プロポーザル方式で実施しますので、次のとおり公募します。

令和 8 年 7 月 2 2 日

京都市温泉観光活性化協議会

令和 8 年度「京温泉」魅力発掘及び協議会基盤強化事業委託応募要領

1 委託業務

令和 8 年度「京温泉」魅力発掘及び協議会基盤強化事業

2 委託業務内容

詳細は別紙仕様書のとおり。

3 契約条件

(1) 契約形態

委託契約とする。

(2) 委託金額限度額

金 8, 0 0 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

(3) 契約期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

(4) 委託費の支払条件

通常払い（委託業務完了後に受託者の請求により支払う）

(5) その他

受託候補者となった者は、その地位・権利の譲渡ができないものとし、契約締結後、当該委託業務全ての履行を再委託することは禁止する。ただし、一部の履行を第三者に委託する必要があるときは、あらかじめ協議会の承認を得ることとする。

4 応募資格

次の要件を全て満たしていること。

(1) 本業務に類似した業務の受託実績があり、業務手法に精通していること。

(2) 京都市競争入札参加有資格者であること。

(3) 国税及び地方税を滞納していないこと。

(4) 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 第 1 項各号のいずれにも該当しない者であること。

(5) 京都市から競争入札参加停止措置を受けていないこと。

(6) 会社更生法第 1 7 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法第 2 1 条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(7) 京都市暴力団排除条例第 2 条第 4 号に規定する暴力団員等及び同条第 5 号に規定する暴力団密接関係者でない者であること。

5 応募方法

(1) 提出書類

ア 応募申請書（様式 1）

イ 類似業務実績一覧（様式 2）

過去の実績がわかる制作物等があれば添付すること。

ウ 企画提案書（任意様式）

別紙「受託候補者選定審査基準及び企画提案書作成要領」に基づき作成すること。

企画提案書は、A 4 判、片面 20 ページ以内（表紙・目次除く）で作成すること。

エ 見積書（消費税は内書きで記載）

委託業務実施に当たっての見積書（積算根拠がわかるように記載したもの）

見積書の宛名は「京都市温泉観光活性化協議会 会長」とすること

※ ア～エを 7 部作成し、1 部のみ会社名を記載し、6 部は会社名を記載しないこと（ロゴマーク等会社が特定される文字の記載がないか注意すること）。

(2) 提出書類等の提出期限及び提出先

ア 提出期限：令和 8 年 8 月 5 日（水）午後 5 時まで（郵送必着）

イ 提出方法：持参（平日午前 9 時～午後 5 時）又は郵送（午後 5 時必着。書留郵便に限る）

ウ 提出先：京都市温泉観光活性化協議会（京都市産業観光局観光 M I C E 推進室内

（担当：三浦、木下）

〒604-0924 京都市中京区河原町通二条下る一之船入町 3 8 4 番地

(3) 仕様書等に関する質疑応答

ア 質問方法：電子メールのみとする（様式不問）。件名は、「令和 8 年度「京温泉」魅力発掘及び協議会基盤強化事業に関する質問」とすること。

イ 問い合わせ先：kanko-mice@city.kyoto.lg.jp

京都市温泉観光活性化協議会（京都市産業観光局観光 M I C E 推進室内

（担当：三浦、木下）

ウ 質問期限：令和 8 年 7 月 27 日（月）午後 5 時まで（必着）

エ 質問への回答：全ての質問及び回答については、募集ページと同ページで公開することによって行う（令和 8 年 7 月 29 日（水）予定）。

6 受託候補者の選定

(1) 選定方法

選定は、提出された企画提案書等の書類審査（書面審査）により行う。応募者から提出された企画提案書及び見積書について、『「令和 8 年度「京温泉」魅力発掘及び協議会基盤強化事業企画に関する受託候補者選定審査基準」に基づき採点し、その平均点が最も高かった者を受託候補者として選定する。選定は非公開とし、選定の経過等に関する問合せには応じない。

なお、応募者が 1 者であった場合については、採点結果が一定点数以上（合計点が 6 割以上）の場合に受託候補者として決定する。

(2) 選定結果の通知

審査後速やかに受託候補者を決定し、結果については、応募者全員に通知する。

7 委託契約の締結

(1) 契約金額

提案書類提出時に提出された見積書に記載された金額をもって契約金額とする。

(2) 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日までとする。

(3) 契約の締結等

ア 選定した受託候補者と契約条件を確認及び協議のうえ、随意契約を行う。

イ 受託候補者となった者は、速やかに所定の契約書を提出しなければならない。

ウ 受託候補者となった者が前項の手続きを行わないときは、当該委託業務に係る契約は締結されなかったものとみなす。この場合、次点の者を受託候補者として選定したものとする。

8 スケジュール（予定）

令和8年7月22日（水）	公募開始
7月27日（月）	質疑書の提出期限
8月 5日（水）	各種必要書類の提出期限
8月 7日（金）	結果通知
8月中旬	契約締結、業務開始

9 注意事項

(1) 次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 提出に関する条件に違反した場合

ウ 見積書の金額が3(2)の契約金額の上限を超える場合

エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 評価に関わる者に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

(2) その他

ア 本業務の開始から終了までの間、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、定期的に協議会と連絡調整を行うこと。

イ 本業務の中止、委託業務内容の変更又は履行期間の変更を行う場合がある。

ウ プロポーザル参加に要する一切の費用（提出書類作成費、交通費等）及び企画提案内容の実現に係る費用は、全て受託候補者の負担で行うこととする。

エ 提出された応募書類は返却しない。

オ 採択された提案は、協議会との協議により、修正・変更を行う場合がある。